

除染廃棄物の搬出について



様式2

福島県保原土木事務所業務課
主査 倉島英明

仮置場の原状回復に向けて

施工場所: 保原土木事務所管内(伊達市・桑折町・国見町)

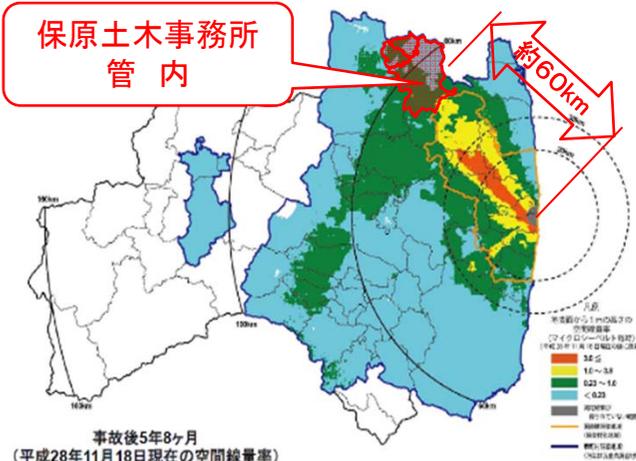
1. はじめに・背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって、放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人への健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

保原土木事務所では、県管理道路や河川の除染に平成24年度から着手し、今年度、計画箇所すべての除染の現地作業を完了させた。また、国では除染廃棄物等の中間貯蔵施設への搬出を実施しており、県でも可燃除去物の焼却処分を今年度から進めている。

今後は、廃棄物等を順次搬出するとともに、仮置場の原状回復に向けた調整を進める必要がある。

2. 管内の除染状況



事故後約5年経過の
空間線量率

保原土木事務所は、伊達市、桑折町、国見町の1市2町を管轄しており、福島第一原子力発電所から、放射性物質による環境汚染が拡散した北西方向約60kmの距離に位置している。そのため管内は、除染実施基準である空間線量率0.23 μ Sv/hを上回る地域が広く存在し、県で実施する除染計画延長は道路と河川を併せて約220kmに及び、今年度までに除染の現地作業をすべて完了させた。

3. 県管理の仮置場の状況

除染により発生した廃棄物等は、市町が管理する仮置場に一時保管している。地元調整の難航等により市の仮置場が確保できなかった伊達市の5箇所については、県で民有地を借り上げ、仮置場を確保し、平成29年4月1日現在で約4,300袋の除染廃棄物を保管していた。

5箇所の県管理仮置場の廃棄物等保管状況

仮置場名	不燃物 (土砂等)		可燃物 (草木等)	
	数量 (袋)	搬出時期	数量 (袋)	搬出時期
合計 約4,300袋				
渋谷地仮置場	1,140	H29.11	363	H29.12
坂ノ上1仮置場	1,285	H29.10	358	H29.12
坂ノ上2仮置場	612	H29.10	0	—
富成1区仮置場	158	未定	4	H30.2
伏黒仮置場	360	未定	2	H30.2
合計	3,555	—	727	—

4. 廃棄物等の搬出状況

可燃除去物については、5箇所すべての仮置場で伊達地方衛生処理組合で運営する仮設焼却炉に県で搬出し、今年度中に焼却処分を完了する予定である。また不燃廃棄物については、渋谷地、坂ノ上1、坂ノ上2の3箇所の仮置場のものについて、環境省および伊達市と調整を図り、環境省により平成29年11月までに中間貯蔵施設への搬出を完了した。すべての廃棄物の搬出が完了する前記3箇所の仮置場については、来年度から現状のまま管理を伊達市に移管し、学校敷地内に仮置きしている廃棄物搬出のための中継地として利用できるように伊達市ほか関係機関との調整を図っている。

5. 平成30年度の取り組み予定

仮設焼却炉の運転期間が1年延長となったことと中間貯蔵施設への搬出量が増加したことにより、市管理の仮置場で保管している可燃除去物の焼却処分について、新たに伊達市や国と調整を図る必要となった。また、引き続き不燃廃棄物を保管する伏黒及び富成1区の2つの仮置場のモニタリングを継続し安全を確認する。

6. 今後の取り組み

今後は、伏黒及び富成1区仮置場の不燃廃棄物搬出について、伊達市や環境省と調整を進める必要がある。また仮置場の原状回復に向けて、土地所有者の意向を確認するとともに、使用したシートや土砂などの安全な処分や仮囲いなどの財産処分についても関係機関と調整を図り、土地の返還を進めていく必要がある。



7. おわりに

管内の除染は今年度で完了したが、除染が完了しただけでは、まだ事故前の生活環境が取り戻せたとは言えず、仮置場で保管している廃棄物の搬出や仮置場の原状回復までが完了して、本来の生活環境を取り戻すことができると考える。一日も早い生活環境の回復を図るため、今後も関係機関との調整を継続していきたい。

